

福岡市公報

平成24年7月2日 第5936号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
○福岡市区の設置等に関する条例の一部改正（第45号）	1
○福岡市特定非営利活動促進法施行条例の一部改正（第46号）	1
○福岡市重度心身障がい者福祉手当支給条例の一部改正（第47号）	2
○福岡市敬老金条例の一部改正（第48号）	2
○福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正（第49号）	2
○福岡市火災予防条例の一部改正（第50号）	10

条 例

福岡市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年7月2日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第45号

福岡市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例

福岡市区の設置等に関する条例（昭和47年福岡市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1 西区の項中「大字元岡」の次に「九大新町」を加える。

別表第2 西区役所西部出張所の項中「大字元岡」の次に「九大新町」を加える。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

福岡市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年7月2日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第46号

福岡市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

福岡市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年福岡市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を削り、同項第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とする。

附 則

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

福岡市重度心身障がい者福祉手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年7月2日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第47号

福岡市重度心身障がい者福祉手当支給条例の一部を改正する条例

福岡市重度心身障がい者福祉手当支給条例（昭和48年福岡市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条中「（外国人登録原票を含む。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前において、この条例による改正前の福岡市重度心身障がい者福祉手当支給条例第3条の規定により対象者とされる者に対する重度心身障がい者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

福岡市敬老金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年7月2日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第48号

福岡市敬老金条例の一部を改正する条例

福岡市敬老金条例（昭和46年福岡市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「（外国人登録原票を含む。）」を削る。

附 則

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年7月2日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第49号

福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成2年福岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条の2ただし書中「同欄に建築物」を「同欄に日影に関する建築物の高さの制限又は建築物」に改め、「における」の次に「建築物又は」を加え、同条に次の2項を加える。

- 2 別表第2ケ欄に日影に関する建築物の高さの制限の定めがある場合における同欄の規定の適用については、同一の敷地内にある2以上の建築物を一の建築物とみなす。
- 3 別表第2ケ欄に日影に関する建築物の高さの制限の定めがある場合における同欄の規定の適用については、次の各号に定めるところにより当該制限を緩和するものとする。
 - (1) 建築物の敷地が道路、水面、線路敷その他これらに類するもの（以下「道路等」という。）に接する場合においては、当該道路等に接する敷地境界線は、当該道路等の幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。ただし、当該道路等の幅が10メートルを超えるときは、当該道路等の反対側の境界線から当該敷地の側に水平距離5メートルの線を敷地境界線とみなす。
 - (2) 建築物の敷地の平均地盤面が隣地又はこれに接続する土地で日影の生じるものの地盤面（隣地又はこれに接続する土地に建築物がない場合は、当該隣地又はこれに接続する土地の平均地表面）より1メートル以上低い場合においては、その建築物の敷地の平均地盤面は、当該高低差から1メートルを減じたものの2分の1だけ高い位置にあるものとみなす。

第5条の3中「前条」を「前条第1項」に改める。

第6条第2項、第9条第1項及び第11条第1項第2号中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

別表第1 青葉四丁目地区地区整備計画区域の項に次のように加える。

香椎駅周辺土地区画整理地区地区整備計画区域	福岡都市計画地区計画香椎駅周辺土地区画整理地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
香椎照葉北エリア戸建住宅地区地区整備計画区域	福岡都市計画地区計画香椎照葉北エリア戸建住宅地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第1 天神二丁目西地区地区整備計画区域の項に次のように加える。

六本松四丁目東地区地区整備計画区域	福岡都市計画地区計画六本松四丁目東地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
-------------------	--

別表第2 青葉四丁目地区地区整備計画区域の項に次のように加える。

香椎駅周辺 土地区画整 理地区地区 整備計画区 域		店舗型性風俗特殊営業及び店 舗型電話異性紹介営業に供す る建築物						
香椎照葉北 エリア戸建 住宅地区地 区整備計画 区域		法別表第2（ろ）項に掲げる 建築物以外のもの	全ての建築 物	10分の 8			全ての 建築物	10分の 5（た だし、 第4条 の3第 3項の 規定は 適用し ない。）

別表第2 薬院大通り西地区地区整備計画区域の項中「福岡都市高速鉄道」を「福岡市高
速鉄道」に改め、同表多賀一丁目・高宮五丁目地区地区整備計画区域の項中「第5条の
2」を「第5条の2第1項」に改め、同表中

天神二丁目 西地区地区 整備計画区 域	再開発等促 進区
------------------------------	-------------

を

天神二丁目 西地区地区 整備計画区 域	再開発等促 進区							
六本松四丁 目東地区地 区整備計画 区域	再開 発等 促進 区	北側 ゾー ン	<ol style="list-style-type: none"> (1) 1階の部分を住宅、共同 住宅、寄宿舍又は下宿の用 途に供する建築物（当該部 分のうちこれらの用途に供 する部分の全部を管理人室 等の用途に供するものを除 く。） (2) 危険物の貯蔵又は処理に 供する建築物（建築物に附 属するものを除く。） (3) 法別表第2（ほ）項第2 号及び第3号に掲げる用途 に供する建築物 (4) 法別表第2（へ）項第2 号、第5号及び第6号に掲 げる建築物 	都市計画法 第8条第3 項第2号イ の規定によ り建築物の 容積率を10 分の40とす る都市計画 が定められ た土地の区 域内の建築 物	10分の 30		全ての 建築物	10分の 6

<p>200（公民館、集会所その他これらに類する建築物で地区内住民の社会教育活動又は自治活動の用に供する建築物の敷地を除く。）</p>		<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱</p>	<p>(1) 市道香椎照葉4631号線の一部並びに福岡都市計画道路アイランド東1号線、市道香椎照葉4410号線、市道香椎照葉4468号線、市道香椎照葉4628号線及び市道香椎照葉4629号線との敷地境界線</p> <p>(2) 市道香椎照葉4631号線の一部との敷地境界線</p>	<p>1.5</p> <p>1</p>		<p>10</p>
---	--	------------------------	--	---------------------	--	-----------

<p>2,000</p>		<p>建築物の外壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に附属する門若しくは塀で高さ2メートルを超えるもの</p>	<p>福岡都市計画道路六本松周船寺線、福岡都市計画道路六本松東油山線、市道六本松1059号線及び市道六本松1064号線との敷地境界線</p>	<p>10</p>	<p>(1) 都市計画の計画図において表示する広場の区域内の部分（福岡市高速鉄道の出入口施設又は休憩所等で公益上必要であり、かつ、広場の利用上支障がないものを除く。）</p> <p>(2) 都市計画の計画図において表示する区</p>	<p>60（市長が公開による意見の聴取を行い、福岡市建築審査会の同意を得て周囲の環境上支障がないと認めて許可した建築物を除く。）とし、かつ、次の各号に掲げる日影に関する建築物の高さの制限の定め</p> <p>のいずれにも該当すること（建築物の高さが10</p>
--------------	--	--	--	-----------	--	--

			(5) 法別表第2(と)項第3号に掲げる工場						
			(6) 風俗営業及び店舗型性風俗特殊営業に供する建築物						

					<p>域Aの区域内の部分(歩廊、渡り廊下その他これらに類する建築物の部分で歩行者の利便に供するものであり、かつ、歩行者の通行上支障がないものを除く。)</p>	<p>メートル以下である場合を除く。)</p> <p>(1) 冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間において、平均地盤面から4メートルの高さの水平面に、都市計画の計画図において表示する地区計画の区域外の第一種住居地域の区域内における敷地境界線からの水平距離が、5メートルを超え10メートル以内の範囲にあっては4時間以上、10メートルを超える範囲にあっては2.5時間以上日影となる部分を生じさせないこと。</p> <p>(2) 冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間において、平均地盤面の水平面に、都市計画の計画図において表示する地区計画の区域外の商業地域の区域内の土地(道路を除く。)において8時間以上日影となる部分を生じさせないこと。</p>
--	--	--	--	--	---	--

	南側ゾーン	<p>(1) 1階の部分を住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物（当該部分のうちこれらの用途に供する部分の全部を管理人室等の用途に供するものを除く。）</p> <p>(2) 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物（建築物に附属するものを除く。）</p> <p>(3) 法別表第2（ほ）項第2号及び第3号に掲げる用途に供する建築物</p> <p>(4) 法別表第2（へ）項第2号、第5号及び第6号に掲げる建築物</p> <p>(5) 法別表第2（と）項第3号に掲げる工場</p> <p>(6) 風俗営業及び店舗型性風俗特殊営業に供する建築物</p>					全ての建築物	10分の6
--	-------	---	--	--	--	--	--------	-------

<p>2,000</p>		<p>建築物の外壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に附属する門若しくは扉で高さ2メートルを超えるもの</p>	<p>市道六本松1059号線，市道六本松1063号線及び市道六本松1064号線との敷地境界線</p>	<p>10</p>	<p>(1) 都市計画の計画図において表示する広場の区域内の部分（福岡市高速鉄道の出入口施設又は休憩所等で公益上必要であり，かつ，広場の利用上支障がないものを除く。） (2) 都市計画の計画図において表示する区域A及び区域Bの区域内の部分（歩廊，渡り廊下その他これらに類する建築物の部分で歩行者の利便に供するものであり，かつ，歩行者の通行上支障がないものを除く。）</p>	<p>60とし，かつ，次の各号に掲げる日影に関する建築物の高さの制限の定めのないずれにも該当すること（建築物の高さが10メートル以下である場合を除く。）。 (1) 冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間において，平均地盤面から4メートルの高さの水平面に，都市計画の計画図において表示する地区計画の区域外の第一種住居地域の区域内における敷地境界線からの水平距離が，5メートルを超え10メートル以内の範囲にあっては4時間以上，10メートルを超える範囲にあっては2.5時間以上日影となる部分を生じさせないこと。 (2) 冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間において，平均地盤面の水平面に，都市計画の計画図において表示する地区計画の区域外の商業地域の区域内の土地（道路を除く。）において8時間以上日影となる部分を生じさせないこと。</p>
--------------	--	--	--	-----------	---	--

に改める。

別表第2備考第1項中「同条第6項各号に掲げる営業をいい」の次に「、「店舗型電話異性紹介営業」とは同条第9項に規定する営業をいい」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年7月2日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第50号

福岡市火災予防条例の一部を改正する条例

福岡市火災予防条例（昭和37年福岡市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「以下のもの」の次に「及び次条に定めるもの」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（急速充電設備）

第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車^{きよう}をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

- (1) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。
- (2) 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。
- (3) 雨水等の浸入防止の措置を講じること。
- (4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講じること。
- (5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講じること。
- (6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講じること。
- (7) 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講じること。
- (8) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講じること。

-
- (9) 異常な高温とならない措置を講じること。また、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講じること。
- (10) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講じること。
- (11) 自動車等の衝突を防止する措置を講じること。
- (12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講じること。
- ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
- イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
- (13) 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。
- (14) 急速充電設備の周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。
- 2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第5号、第8号及び第9号の規定を準用する。
- 第12条第2項中「前条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条第3項中「前条第1項第3号の2」を「第11条第1項第3号の2」に改め、同条第4項中「前条第1項第7号」を「第11条第1項第7号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備のうち、この条例による改正後の福岡市火災予防条例第11条の2の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。

